

ファイル共有ソフト「Perfect Dark」利用事犯に係る
一斉集中取締りの実施について

警察では、11月7日から8日までの2日間、5都府県警察において、ファイル共有ソフト「Perfect Dark（パーフェクトダーク）」を利用したわいせつ電磁的記録記録媒体陳列事件について一斉集中取締りを実施しました。

- 1 実施警察
5 都府県警察
（警視庁、富山県警察、愛知県警察、京都府警察、兵庫県警察）
- 2 適用法令
わいせつ電磁的記録記録媒体陳列罪（刑法第175条第1項）
- 3 コンテンツ
わいせつ動画
- 4 逮捕者及び捜索箇所
逮捕者 8人 捜索箇所 19箇所

～インターネットを利用される皆様へ～

わいせつな動画像や児童ポルノ、著作権者の許諾のない音楽、映画、アニメ、ゲームソフトなどの著作物等の違法なデータファイルを、ファイル共有ソフトの利用者が自由にダウンロードできる状態にする行為は犯罪になります。

また、有償著作物等()をダウンロードする行為も犯罪となります。

インターネットは、適法・適正に利用しましょう。

有償著作物等：録音され、又は録画された著作物又は実演等であって、有償で公衆に提供され、又は提示されているもの。

【参考】

刑法第175条第1項（わいせつ物頒布等）

（2年以下の懲役、250万円以下の罰金、科料（懲役・罰金の併科））

児童買春・児童ポルノ法第7条第4項（児童ポルノ提供等）

（5年以下の懲役、500万円以下の罰金（併科））

著作権法第23条第1項（公衆送信権侵害） 同法119条第1項

（10年以下の懲役、1,000万円以下の罰金（併科））

著作権法第30条第1項（私的使用のための複製） 同法119条第3項

（2年以下の懲役、200万円以下の罰金（併科））